

令和2年4月8日

市民部コミュニティ文化課

市民部所管施設の臨時休館等（再々延長）について

市施設については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、東京都から感染爆発の重大局面であることの認識が表明されたことを踏まえ、原則4月12日までの臨時休館等の措置とさせていただいているところですが、4月7日に内閣総理大臣から東京都を含む7都府県に緊急事態宣言が発出され、また、東京都から緊急事態措置がされたことにより、市民の安全を確保することを第一に考えるとともに、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、市施設の臨時休館等の対応について、以下の対応とさせていただくこととしましたのでお知らせします。

なお、現下の状況から、延長のさらなる延伸となる事態も想定していることもお含みおきいただき、その際は適宜情報提供いたします。

【コミュニティ文化課所管施設】

施設名	臨時の対応をとる期間	通常の休館日
小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）	3月18日～4月13日（臨時休館） ⇒5月11日まで延長（5月12日は休館日）	2・3火曜
市民会館（萌え木ホール）	3月27日～4月12日（臨時休館） ⇒5月10日まで延長	2・4火曜
東小金井駅開設記念会館（マロンホール）	3月27日～4月12日（臨時休館） ⇒5月10日まで延長	2・4木曜
前原暫定集会施設	3月27日～4月12日（臨時休館） ⇒5月10日まで延長	2・4月曜
婦人会館	3月27日～4月12日（臨時休館） ⇒5月10日まで延長	2・4月曜
上之原会館	3月27日～4月12日（臨時休館） ⇒5月10日まで延長	2・4月曜
前原町西之台会館	3月27日～4月12日（臨時休館） ⇒5月10日まで延長	2・4水曜
桜町上水会館	3月27日～4月12日（臨時休館） ⇒5月10日まで延長	2・4水曜
貫井北町集会所	3月27日～4月12日（臨時休館） ⇒5月10日まで延長	水曜
貫井北町中之久保集会所	3月27日～4月12日（臨時休館） ⇒5月10日まで延長	月曜
前原町丸山台集会所	3月27日～4月12日（臨時休館） ⇒5月10日まで延長	月曜
貫井南町三楽集会所	3月27日～4月12日（臨時休館） ⇒5月10日まで延長	水曜
東町友愛会館	3月27日～4月12日（臨時休館） ⇒5月10日まで延長	月曜
中町桜並集会所	3月27日～4月12日（臨時休館） ⇒5月10日まで延長	月曜
貫井北五集会所	3月27日～4月12日（臨時休館） ⇒5月10日まで延長	月曜
中町天神前集会所	3月27日～4月12日（臨時休館） ⇒5月10日まで延長	水曜
東町集会所（東センター内）	3月27日～4月12日（臨時休館） ⇒5月10日まで延長	1・3火曜
はげの森美術館	3月27日～4月12日（臨時休館） ⇒所蔵作品展（会期：3月22日～5月10日）を中止	月曜

【社会教育施設の臨時休館等の延長措置】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、東京都から感染爆発の重大局面であることの認識が表明されたことを踏まえ、原則4月12日までの臨時休館等の措置としていたるところであるが、4月7日に内閣総理大臣から東京都に緊急事態宣言が出される見込みであることから、市民の安全を確保することを第一に考えるとともに、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、市施設の臨時休館等の対応について、以下の対応とする。

施設名	期 間	対 応
図書館本館・別館、西之台会館 図書室 緑・東・貫井北分室	3月6日～4月30日 ⇒5月6日	4/8以降は完全休館（電話・WEBからの予約受付中止、返却ポストの利用のみ可）。
公民館本館、貫井南・東・緑・ 貫井北分館	3月27日～4月12日 ⇒5月10日	休館
文化財センター	3月6日～4月13日 ⇒5月7日	休館
総合体育館	3月6日～4月12日 ⇒5月10日	窓口を除き利用中止（トレーニング室は3/2から利用中止）
栗山公園健康運動センター	3月6日～4月12日 ⇒5月10日	窓口を除き利用中止（トレーニング室は3/2から利用中止）
一中クラブハウス・テニスコート	3月2日～4月12日 ⇒5月10日	開放中止
南中学校テニスコート夜間開放	3月2日～4月12日 ⇒5月10日	開放中止
総合学院テクノスカレッジ体育館開放	4月は中止	開放中止
上水公園運動施設 （グラウンド・テニスコート）	3月27日～4月12日 ⇒5月10日	利用中止
市テニスコート場	3月27日～4月12日 ⇒5月10日	利用中止
清里山荘	4月8日から5月12日まで 臨時休業	休業
校庭開放事業 （小学校9校）	3月26日～4月5日（春休み期間中）⇒5月6日	学校の臨時休校期間中は開放中止

国の緊急事態宣言後の都の緊急措置について

令和2年4月6日

総務局

1. 東京都緊急事態措置（案）

1 措置の内容

1. 区域 未定
2. 期間 未定

3. 実施内容

緊急事態宣言が政府から発出されると同時に、東京都対策本部長（都知事）の権限により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の措置を実施

(1) 都民向け：住民への外出自粛要請（特措法第45条第1項）

医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないことを要請

(2) 事業者向け：施設の使用制限・催物の開催の制限等（特措法第24条第9項）

- ・施設の種類に応じ、施設の使用制限等を要請するとともに、催物の開催についても休止等を要請
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

2. 緊急事態措置相談センターの設置

- ・特措法に定める要請・指示等の措置に対する都民や事業者の疑問や不安に対応するため、新たにコールセンターを設置

<コールセンターの概要>

名称：東京都緊急事態措置相談センター

設置日：令和2年4月7日（火）

開設時間：9時～19時（土日祝日を含む毎日）

電話番号：03-5388-0567 ※HP上にFAQも掲載予定

（おかけ間違いにご注意ください。）

※ 新型コロナウイルス感染症の予防・検査・医療に関するご相談については、
これまでどおり、新型コロナウイルスセンターで受付（0570-550-571）

3. 都庁の体制 (BCP)

- ・各局は、感染症拡大防止対策やこれに伴う雇用・経済支援などの緊急対策、医療・福祉施設や上下水道等のライフラインの維持等に従事する職員を除いた上で、その他の職員の2割程度の出勤で業務を行えるよう、業務の休止・縮小等を行うこと
- ・新たに発生する業務については、業務の休止・縮小等により生じた各局の職員を応援要員として、機動的・機能的に実効性のある業務遂行体制を構築

< 主な局BCP >

縮小する代表的業務・・・申告書受付・収納等の各種窓口業務 (主税局)
休止する代表的業務・・・統計調査 (総務局)、PR館、施設見学 (水道局)

⇒新たに発生する業務 (想定)

コールセンター業務、各施設への個別要請、一時滞在施設の運営

※ 各局は停止又は縮小する業務をホームページ、窓口にて都民に告知
(特に直接的な都民サービスについては丁寧に周知)

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等3団体へマスク15万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク20万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、5月6日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4月12日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載（3月27日現在・次回、4月8日更新予定）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3月3日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3月12日）
- ・ 1都4県（3月26日）、九都県市（4月1日）でテレビ会議実施、共同メッセージ発信
- ・ 都主催イベントについては、感染拡大の重大局面にある状況を鑑み、5月6日まで方針を継続
- ・ 4月3日より、「東京動画」をベースに知事による情報発信（ライブ配信）を開始
（ほぼ毎日午後6時45分から配信）

(主税局)

- ・ 国が所得税の申告納付期限（現行3月16日）を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行3月16日）を4月16日まで延長
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事メッセージなどを、SNS、CM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
- ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
- ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
- ・ 広報東京都3月号1面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載

- ・ LINE で、新型コロナウイルス感染症に関する Q&A をわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
- ・ 3月13日～15日に、新聞主要6紙に相談フロー図、知事メッセージを掲載
- ・ 広報東京都4月号1面・2面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載
- ・ 消費者に向けて、マスクやトイレットペーパーに加え、食料品に関しても買い占めを行わないよう、ホームページや SNS で発信
- ・ 都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請

(オリンピック・パラリンピック準備局)

- ・ 東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
- ・ 都立スポーツ施設等の休館

(都市整備局)

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け

(住宅政策本部)

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布 (累計 80,350 着提供)
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク1万枚を提供
- ・ 地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・ 神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・ 全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・ 都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 11万枚を提供

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
- ・ 「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置 (3月31日まで夜間延長)
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請
(東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、(一社)新経済連盟、日本 IT 団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請)
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請 (東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会)
- ・ 各種支援策をまとめたチラシを作成

(中央卸売市場)

- ・ 各市場の取引委員会等を通じて、市場業者に対し、手洗いの励行や従業員の健康管理など感染拡大防止の取組への協力を要請。本庁による現場のバックアップ体制を整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、市場業者へのヒアリング調査を実施。各種融資制度等の周知を図るほか、専門家による経営相談体制を構築

・ 市場業者の光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予
(建設局)

・ 都立公園などにおける取組みの実施

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布
- ・ 海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施

(交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

(水道局・下水道局)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学者選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知
- ・ 都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・ 保護者向けメッセージの作成及び周知
- ・ 都立学校における春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間の臨時休業措置（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）

(人事委員会事務局)

・ 採用試験の延期

（令和2年度「東京都職員I類B採用試験（一般方式・新方式）」及び「東京都職員I類A採用試験」）

・ 管理職選考の延期

(東京消防庁)

- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止
- ・ 各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の一部休止
- ・ 採用試験の延期（令和2年度「東京消防庁消防官（専門系及びI類）」）
- ・ 管理職選考及び昇任試験の延期

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹸の設置や手洗い等と呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

東京都緊急事態措置（案）について

1. 区域・期間

国が緊急事態宣言の際に示される方針に則り実施

2. 実施内容

新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の措置を実施

(1) 都民の方へ：徹底した外出自粛の要請

医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

(2) 事業者の方へ：施設使用・イベントの制限等の要請

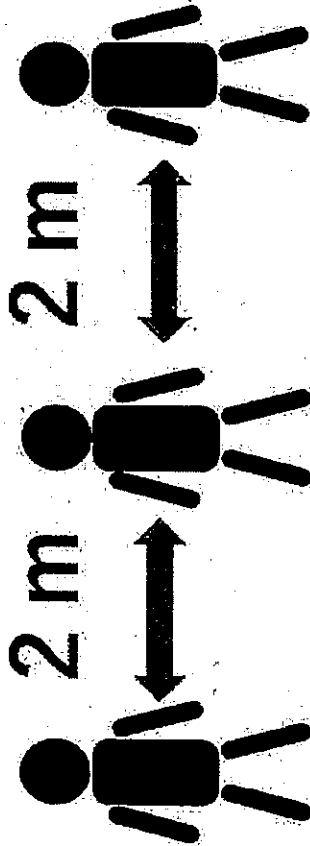
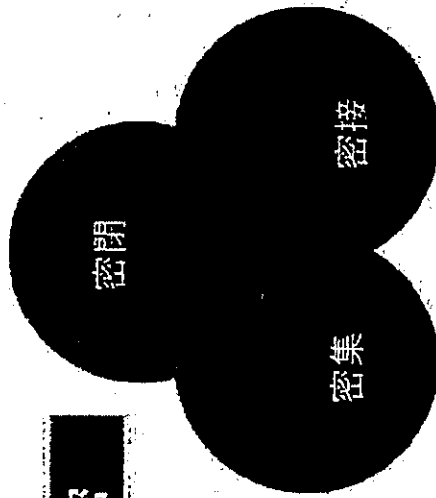
- ・ 感染防止のため、施設使用やイベント開催の制限を要請
- ・ 社会生活を維持する上で必要な施設等については、適切な感染防止対策を施した上での営業を要請

都民の皆様へ

ステイホーム
STAY HOME

自分を守るため、大切な人を守るため、そして社会を守るため

NO!!! 密



都民の皆様へ

- ▶ 食料品や医薬品などの生活必需品を購入するための外出は制限しません。
- ▶ 公共交通機関の運休等は要請しません。性急な帰省等の移動はお控えください。
- ▶ テレワークを活用するなど、可能な限り在宅勤務をお願いします。

現在位置: [トップページ](#) > [東京都の取組・対応](#) > [災害の情報・対応状況](#) > [東京都新型コロナウイルス感染症対策本部報](#) > (第159報) 新型コロナウイルス感染症に関するコールセンターの設置について

(第159報) 新型コロナウイルス感染症に関するコールセンターの設置について

令和2年4月6日 22時00分

東京都では、新型コロナウイルスの感染の拡大に備える改正特別措置法に定める要請・指示等の措置に対する都民の方や事業者の方の疑問・不安に対応するため、新たにコールセンターを設置することといたしましたので、下記の通りお知らせします。

名称

東京都緊急事態措置相談センター

設置日

令和2年4月7日(火曜日)

開設時間

9時～19時(土日祝日を含む毎日)

電話番号

03-5388-0567

その他

新型コロナウイルス感染症の予防・検査・医療に関するご相談については、これまでどおり、以下の番号で受け付けます。

0570-550-571(新型コロナコールセンター)

電話番号のお掛け間違いにより、ご迷惑をお掛けするケースが発生しています。

頭の0(ゼロ)を忘れないよう、ご注意ください。

お問い合わせの際は電話番号を再度お確かめのうえ、お掛けくださいますようお願い申し上げます。

このページに関するお問い合わせ

東京都総務局総合防災部防災管理課

電話: 03-5388-2452

ID 1007616

[次の緊急ニュース](#)

医療提供体制の強化等にかかる補正予算について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く深刻な状況を踏まえ、以下の事項について、医療提供体制の強化及び学校臨時休業等への対応を実施していきます。
- ① 外来診療体制の強化
 - ② 民間検査機関等を活用したPCR検査等体制の充実
 - ③ 新型コロナウイルス感染症患者受入体制の拡充
 - ④ 重症患者に対応した医療体制の充実
 - ⑤ 学校臨時休業への対応
 - ⑥ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供
- このため、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき4月7日に専決処分を行います。

【補正予算の規模】

区 分	今回補正 億円	既定予算 億円	計 億円
一般会計	232	7兆3,893	7兆4,126

【補正予算の財源】

区 分	歳 出 億円	財 政 調 整 国 庫 支 出 金	
		財 基 金 繰 入 金 億円	国 庫 支 出 金 億円
一般会計	232	161	71

(注)各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

【問合せ先】
財務局主計部財政課
電話 03-5388-2669

【補正事項】（すべて福祉保健局予算）

区 分	今回補正
① 外来診療体制の強化	8億円
診療体制の確保支援	8億円
② 民間検査機関等を活用したPCR検査等体制の充実	8億円
民間検査機関に対するPCR検査機器の導入支援	5億円
PCR検査等の保険適用に伴う自己負担分の費用負担	3億円
③ 新型コロナウイルス感染症患者受入体制の拡充	118億円
患者受入に向けた空床確保料の補助	45億円
医療従事者に対する特殊勤務手当への支援	8億円
宿泊施設活用事業	65億円
④ 重症患者に対応した医療体制の充実	73億円
入院医療体制の確保支援	67億円
体外式膜型人工肺等の整備費補助	6億円
⑤ 学校臨時休業への対応	13億円
学童クラブの午前中からの開所に上乗せ補助	10億円
臨時休業に伴う放課後等デイサービスの支援	3億円
⑥ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供	12億円
住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業	12億円
合 計	232億円

※各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

① 外来診療体制の強化	8億円
○ 診療体制の確保支援 受診が必要な患者を確実に受け入れ、新型コロナウイルス感染症の疑いのある方の検査を確実に進めるよう、新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）の受入体制を強化	8億円
② 民間検査機関等を活用したPCR検査等体制の充実	8億円
○ 民間検査機関に対するPCR検査機器の導入支援 新型コロナウイルス感染症の疑いがある方の検査を確実にできる体制を確保するため、民間検査機関に対し、PCR検査機器の導入を支援	5億円
○ PCR検査等の保険適用に伴う自己負担分の費用負担 新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）を設置している医療機関等において実施するPCR検査等について、保険適用した場合に発生する自己負担分を都が負担	3億円
③ 新型コロナウイルス感染症患者受入体制の拡充	118億円
○ 患者受入に向けた空床確保支援 入院治療を必要とする患者を確実に受け入れられるよう、医療機関に対して空床確保料を補助し、必要な病床数を確保	45億円
○ 医療従事者に対する特殊勤務手当への支援 新型コロナウイルス感染症患者への治療に携わる医療従事者に対し、特殊勤務手当を支給する医療機関を支援	8億円
○ 宿泊施設活用事業 都内医療機関に入院中の新型コロナウイルス感染症患者（無症状、軽症の方）1千人を受け入れるため、ホテル等の施設を都が確保	65億円
④ 重症患者に対応した医療体制の充実	73億円
○ 入院医療体制の確保支援 重篤・重症の入院患者数の増加に対応するため、医療機関における集中治療室等での医療従事者の確保を支援	67億円
○ 体外式膜型人工肺等の整備費補助 重篤・重症患者に対し適切な医療を提供できるよう、医療機関における体外式膜型人工肺等の整備に要する経費を支援	6億円
⑤ 学校臨時休業への対応	13億円
○ 学童クラブの午前中からの開所に上乗せ補助 学童クラブを午前中から開所する場合の運営費について、都独自に補助	10億円
○ 臨時休業に伴う放課後等デイサービスの支援 特別支援学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービスの利用増に対応	3億円
⑥ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供	12億円
○ 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業 新型コロナウイルス感染症の影響による失業等に伴う住居喪失者に対し、一時住宅等を提供	12億円

新型コロナウイルスに関連した患者の発生について (第158報)

令和2年4月6日

東京都新型コロナウイルス感染症対策本部

都内の医療機関から、今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の症例が報告されましたので、以下のとおり、お知らせします。

- ◆令和2年4月6日 20時00分時点
- ◆速報値のため、今後の調査状況により、変動の可能性があります。

1 患者の発生状況

総数	(内訳)			うち重症者
	濃厚接触者※1	海外渡航歴	調査中	
83	9	1	73	0

※1濃厚接触者：確定患者との接触歴があるもの
 *2つの欄に該当する場合があるため、内訳と総数が一致しない場合がある。

<属性>

○年代

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100歳以上	不明
0	0	18	21	15	11	12	6	0	0	0	0

○性別

男性	女性	不明
57	26	0

2 都内患者数

総数(累計)	重症者	退院(累計)
1,116	27	82

※退院には、死亡退院を含む

【参考】区市町村別患者数(都内発生分) (4月5日時点の累計値)

千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田
6	25	83	60	8	29	11	22	41	42	37
世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾
104	37	33	56	20	10	6	20	42	22	19
江戸川	八王子	立川	武蔵野	三鷹	青梅	府中	昭島	調布	町田	小笠原
15	9	2	4	8	1	1	2	4	14	3
小平	日野	東村山	国分寺	国立	福生	狛江	東大和	清瀬	東久留米	武蔵村山
3	6	1	0	0	0	3	1	1	2	1
多摩	稲城	羽村	あきる野	西東京	瑞穂	日の出	檜原	奥多摩	大島	利島
0	3	3	1	10	0	0	0	0	0	0
新島	神津島	三宅	御蔵島	八丈	青ヶ島	小笠原	都外	調査中※		
0	0	0	0	0	0	0	32	170		

今後の調査の状況により、数値は変更される可能性があります ※永寿総合病院関連147を含む

都内コロナウイルス陽性患者 報道数 (4月6日20時00分 現在)

都内感染者数 (東京都発表) 本日も判明分:83名 総数:1116名

No.	リリース日	居住地	年代	性別	属性(職業等)	渡航歴	接触歴	備考	重症
1034	4月6日(月)	調査中	30代	男性					調査中
1035	4月6日(月)		50代	男性					
1036	4月6日(月)		50代	男性					
1037	4月6日(月)		70代	男性					
1038	4月6日(月)		50代	男性					
1039	4月6日(月)		20代	女性					
1040	4月6日(月)		20代	男性					
1041	4月6日(月)		30代	女性					
1042	4月6日(月)		70代	男性					
1043	4月6日(月)		30代	男性					
1044	4月6日(月)		30代	女性					
1045	4月6日(月)		60代	男性					
1046	4月6日(月)		40代	男性					
1047	4月6日(月)		20代	女性					
1048	4月6日(月)		40代	男性					
1049	4月6日(月)		60代	男性					
1050	4月6日(月)		20代	女性					
1051	4月6日(月)		20代	男性					
1052	4月6日(月)		20代	男性					
1053	4月6日(月)		40代	女性					
1054	4月6日(月)		40代	男性					
1055	4月6日(月)		70代	男性					
1056	4月6日(月)		20代	男性					
1057	4月6日(月)		30代	男性					
1058	4月6日(月)		20代	男性					
1059	4月6日(月)		60代	男性					
1060	4月6日(月)		20代	女性					
1061	4月6日(月)	60代	男性						
1062	4月6日(月)	50代	男性						
1063	4月6日(月)	20代	男性						
1064	4月6日(月)	40代	男性						
1065	4月6日(月)	60代	女性						
1066	4月6日(月)	50代	男性						
1067	4月6日(月)	30代	女性						
1068	4月6日(月)	20代	女性						
1069	4月6日(月)	30代	男性						
1070	4月6日(月)	40代	男性						
1071	4月6日(月)	60代	女性						
1072	4月6日(月)	30代	女性						
1073	4月6日(月)	20代	男性						
1074	4月6日(月)	50代	男性						
1075	4月6日(月)	30代	男性						
1076	4月6日(月)	60代	男性						
1077	4月6日(月)	70代	女性						

1078	4月6日(月)	20代	男性
1079	4月6日(月)	30代	男性
1080	4月6日(月)	30代	男性
1081	4月6日(月)	70代	男性
1082	4月6日(月)	50代	男性
1083	4月6日(月)	40代	男性
1084	4月6日(月)	60代	女性
1085	4月6日(月)	20代	男性
1086	4月6日(月)	30代	女性
1087	4月6日(月)	20代	女性
1088	4月6日(月)	30代	男性
1089	4月6日(月)	40代	男性
1090	4月6日(月)	60代	女性
1091	4月6日(月)	30代	男性
1092	4月6日(月)	40代	男性
1093	4月6日(月)	50代	男性
1094	4月6日(月)	30代	男性
1095	4月6日(月)	30代	女性
1096	4月6日(月)	30代	男性
1097	4月6日(月)	30代	男性
1098	4月6日(月)	20代	女性
1099	4月6日(月)	20代	女性
1100	4月6日(月)	30代	男性
1101	4月6日(月)	40代	男性
1102	4月6日(月)	50代	男性
1103	4月6日(月)	50代	男性
1104	4月6日(月)	40代	女性
1105	4月6日(月)	70代	女性
1106	4月6日(月)	60代	男性
1107	4月6日(月)	40代	女性
1108	4月6日(月)	40代	女性
1109	4月6日(月)	30代	女性
1110	4月6日(月)	40代	男性
1111	4月6日(月)	40代	男性
1112	4月6日(月)	30代	男性
1113	4月6日(月)	20代	男性
1114	4月6日(月)	50代	男性
1115	4月6日(月)	60代	男性
1116	4月6日(月)	60代	女性

【都民の皆様へ】

〇都民の皆様におかれましては、風邪や季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの実施がとて重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

〇次の症状がある方は「新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）」にご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

〇新型コロナ受診相談窓口でご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）」をご紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

1078	4月6日(月)	20代	男性
1079	4月6日(月)	30代	男性
1080	4月6日(月)	30代	男性
1081	4月6日(月)	70代	男性
1082	4月6日(月)	50代	男性
1083	4月6日(月)	40代	男性
1084	4月6日(月)	60代	女性
1085	4月6日(月)	20代	男性
1086	4月6日(月)	30代	女性
1087	4月6日(月)	20代	女性
1088	4月6日(月)	30代	男性
1089	4月6日(月)	40代	男性
1090	4月6日(月)	60代	女性
1091	4月6日(月)	30代	男性
1092	4月6日(月)	40代	男性
1093	4月6日(月)	50代	男性
1094	4月6日(月)	30代	男性
1095	4月6日(月)	30代	女性
1096	4月6日(月)	30代	男性
1097	4月6日(月)	30代	男性
1098	4月6日(月)	20代	女性
1099	4月6日(月)	20代	女性
1100	4月6日(月)	30代	男性
1101	4月6日(月)	40代	男性
1102	4月6日(月)	50代	男性
1103	4月6日(月)	50代	男性
1104	4月6日(月)	40代	女性
1105	4月6日(月)	70代	女性
1106	4月6日(月)	60代	男性
1107	4月6日(月)	40代	女性
1108	4月6日(月)	40代	女性
1109	4月6日(月)	30代	女性
1110	4月6日(月)	40代	男性
1111	4月6日(月)	40代	男性
1112	4月6日(月)	30代	男性
1113	4月6日(月)	20代	男性
1114	4月6日(月)	50代	男性
1115	4月6日(月)	60代	男性
1116	4月6日(月)	60代	女性

【都民の皆様へ】

〇都民の皆様におかれましては、風邪や季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

〇次の症状がある方は「新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）」にご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

〇新型コロナ受診相談窓口でご相談の結果、新型コロナウィルス感染の疑いのある場合には、専門の「新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

令和2年4月6日

福祉保健局

新型コロナウイルス病原体検査 実施状況

(東京都健康安全研究センター実施分・民間検査機関委託分の合計)

(令和2年1月24日～4月2日 速報値)

<検査実績>

(件)

検査実施数 (検体数)	都内発生分			その他 チャーター機搭乗者 ・クルーズ船乗客等	
	疑い例 検査	接触者 調査	陰性 確認		
5,363	4,586	2,731	1,386	469	777

(注) 1 同一の対象者について複数の検体を検査する場合あり

2 陰性確認とは、検査陽性となった患者等について、症状改善後にウイルスの保有状態が継続しているかどうかを確認するための検査。検査陽性となり入院した患者は、一定間隔を置いて2回連続で陰性となった場合に退院が可能となる。

<検査陽性者の状況等> (都内発生分)

(人)

検査 実施人数	陽性者数 (累計)	入院中	重症		死亡	退院
			軽症・ 中等症	重症		
3,806	1,033	951	927	24	30	52

(注) 都内において疑い例又は患者の濃厚接触者として検査を行ったものについて掲載
(陰性確認、チャーター機搭乗者、クルーズ船乗客等は含まれていない。)

(注) 陽性者数は4月5日時点

令和2年4月6日
福祉保健局

新型コロナウイルス病原体検査 実施状況

(東京都健康安全研究センター実施分・民間検査機関委託分の合計)

(令和2年1月24日～4月2日 速報値)

<検査実績>

(件)

検査実施数 (検体数)	都内発生分			その他	
	疑い例 検査	接触者 調査	陰性 確認	チャーター機帰国者 ・クルーズ船乗客等	
5,363	4,586	2,731	1,386	469	777

- (注) 1 同一の対象者について複数の検体を検査する場合あり
2 陰性確認とは、検査陽性となった患者等について、症状改善後にウイルスの保有状態が継続しているかどうかを確認するための検査。検査陽性となり入院した患者は、一定間隔を置いて2回連続で陰性となった場合に退院が可能となる。

<検査陽性者の状況等> (都内発生分)

(人)

検査 実施人数	陽性者数 (累計)	入院中			死亡	退院
		軽症・ 中等症	重症			
3,806	1,033	951	927	24	30	52

- (注) 都内において疑い例又は患者の濃厚接触者として検査を行ったものについて掲載
(陰性確認、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない。)
(注) 陽性者数は4月5日時点

令和2年4月7日

緊急事態宣言発令に伴う対応について（案）

地域安全課

1 防災行政無線

(1) 日程

令和2年4月8日（水） 午前10時

令和2年4月8日（水）以降（土日を含む） 午後5時

ふれあいメロディを差し替える形で、下記内容を放送

(2) 放送内容（東京都から文案を参考）

防災こがねい 防災こがねい

新型コロナウイルス感染症の拡大が心配されています。

密閉・密集・密接している場所を避け、不要不急の外出、特に夜間の飲食を伴う外出は控えましょう。

2 市内ココパト巡回

(1) 日程

令和2年4月8日以降 平日、概ね午後2時～3時

(2) 放送内容（東京都から文案を参考）

こちらは、小金井市役所です。

新型コロナウイルス感染症の拡大が心配されています。

密閉・密集・密接している場所を避け、不要不急の外出、特に夜間の飲食を伴う外出は控えましょう。

みんなの命を救うために、ご協力をお願いいたします。

3 その他

安全・安心メール、ツイッター、Yahoo! 防災速報にて発信

職員に感染者が出た時（本庁・第2庁舎）の対応イメージ（案）

	該当職員	所属職員等	所属勤務場所の対応	公表	業務体制
職員が感染した場合	PCR検査陽性で、状況により自宅療養若しくは入院※職免	①保健所で濃厚接触者と特定された場合⇒（1）4日間の健康観察）※職免 ②特定されなかった場合⇒（通常勤務）	③状況に応じて最小限の期間、職場（フロアごと）に閉鎖⇒保健所の指示（消毒方法、場所等）を仰ぎながら消毒を実施 ※消毒は基本的に職員が対応、若しくは委託による消毒もあられる。	④小倉市の新型コロナウイルスに関する公表の考え方（令和2年4月3日）に基づき実施。	⑤濃厚接触者に特定されなかった職員（概ね半分の職員）により、必要最低限の業務を実施⇒原則、原課職員での対応が基本となるが、他部署からの応援（経験者の応援含む）も視野に入れる必要がある。 ※この事態を想定して、平時より新しいインフルエンザBCPを参考に約半数の職員で業務を回すイメージを共有しておく。（半日～1日交替で勤務させる等） また、関連業務担当に係る濃厚接触を避ける配慮も必要。
職員が濃厚接触者	上記①の対応	・通常業務 その後、該当職員が濃厚接触者とならなかった場合には上記①の対応となる。	・対応なし その後、該当職員が濃厚接触者とならなかった場合には上記③の対応となる。	・対応なし その後、該当職員が濃厚接触者とならなかった場合には上記④の対応となる。	・対応なし その後、該当職員が濃厚接触者から感染した場合には上記⑤の対応となる。



Search bar



- くらし
- 子育て・教育
- 健康・福祉
- 市政
- 観光・文化

トップページ くらし 暮らしを支える市税 市税の納付 お知らせ 緊急事態宣言に伴う納税課夜間納税窓口について

緊急事態宣言に伴う納税課夜間納税窓口について

更新日：2020年4月7日

緊急事態宣言が発令されることにより、令和2年4月7日及び8日の夜間納税窓口につきましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、来庁での納税相談はお控えいただき、電話での納税相談に変更させていただきます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、相談時間は予定どおり午後8時までとなります。

お問い合わせ

納税課納税係

電話：042-387-9823

FAX：042-386-2609(複数の課で共用しているため、納税課宛とご記入ください。)

メールアドレス：s030799(at)koganei-shi.jp

注記：迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を一部変更しております。お手数ですが、メール送信の際は(at)を@に置き換えてご利用ください。

お知らせ

- > 4月の納税課夜間納税窓口に来庁される方へのお願い：お知らせ(新型コロナウイルス感染症対策)
- > 納税相談について
- > 市税の納付について
- > 令和元年10月1日から地方税共通納税システムがスタートします
- > 市税の猶予制度の見直しが行われました
- > 納税窓口日程(4月から6月)について

★ お気に入り > 編集

このページを登録する

? 情報が 見つからないときは

このページのトップへ

このホームページについて リンク集 モバイル版

小金井市役所

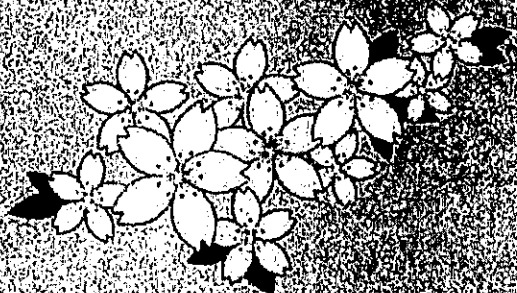
市役所への地図

〒184-8504 東京都小金井市本町6丁目6番3号

電話：042-383-1111(代表)

法人番号3000020132101(法人番号について)

本庁舎と第三庁舎の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで。土曜・日曜・祝日と12月29日から1月3日までの間はお休みです。



令和2年4月

	4/1 (水)			4/2 (木)			4/3 (金)			4/4 (土)			4/5 (日)			4/6 (月)			4/7 (火)				
	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C
在籍児童数	11:31前 私学等 一学期 学籍数	11:31前 11:31以降 学籍数 学籍数	11:31前 学籍数	11:31前 最大人数	11:31前 学籍数	11:31前 学籍数	11:31前 学籍数	11:31前 学籍数	11:31前 学籍数	11:31前 学籍数	11:31前 学籍数	11:31前 学籍数	11:31前 学籍数	11:31前 学籍数	11:31前 学籍数	11:31前 学籍数	11:31前 学籍数	11:31前 学籍数	11:31前 学籍数	11:31前 学籍数	11:31前 学籍数	11:31前 学籍数	11:31前 学籍数
たまたむし1				52				52															
たまたむし2				34				24															
たまたむし3				34				32															
たまたむし4	152	0	0	152	0	0	0	108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
あかね1				36				34															
あかね2				35				28															
あかね3				28				26															
あかね4				32				31															
あかね5				36				35															
あかね6				68	0	0	0	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
あかね7	217	0	0	167	0	0	0	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ほんちよう1				48				46															
ほんちよう2				36				30															
ほんちよう3	103	0	0	84	0	0	0	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さくらなみ1				63				59															
さくらなみ2				50				49															
さくらなみ3	197	0	0	118	0	0	0	108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さわらび1				56				52															
さわらび2				26				28															
さわらび3	111	0	0	82	0	0	0	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
たけとんぼ1				36				44															
たけとんぼ2				53				37															
たけとんぼ3	104	0	0	89	0	0	0	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
まえはら1				62				59															
まえはら2				41				38															
まえはら3	130	0	0	103	0	0	0	97	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みどり1				65				54															
みどり2				31				30															
みどり3	121	0	0	96	0	0	0	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みなみ1				42				36															
みなみ2				35				34															
みなみ3	110	0	0	77	0	0	0	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金所 合計	1,191	0	0	931	0	0	0	858	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

78%

72%

71%

始業式・入学式 34%

令和2年4月

	4/1 (水)				4/2 (木)				4/3 (金)				4/4 (土)				4/5 (日)				4/6 (月)																			
	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C																
	11.3.1期 私学等 →一学期 学籍数	11.3.1期 11.3.1期 学籍数	11.3.1期 学籍数	11.3.1期 学籍数	11.3.1期 私学等 →一学期 学籍数	11.3.1期 11.3.1期 学籍数	11.3.1期 学籍数	11.3.1期 学籍数	11.3.1期 私学等 →一学期 学籍数	11.3.1期 11.3.1期 学籍数	11.3.1期 学籍数	11.3.1期 学籍数	11.3.1期 私学等 →一学期 学籍数	11.3.1期 11.3.1期 学籍数	11.3.1期 学籍数	11.3.1期 学籍数	11.3.1期 私学等 →一学期 学籍数	11.3.1期 11.3.1期 学籍数	11.3.1期 学籍数	11.3.1期 学籍数	11.3.1期 私学等 →一学期 学籍数	11.3.1期 11.3.1期 学籍数	11.3.1期 学籍数	11.3.1期 学籍数																
在籍総数																																								
たまむし1				52																																				
たまむし2				34																																				
たまむし3				34																																				
あかね1	192	0	0	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
あかね2				36																																				
あかね3				35																																				
あかね4				28																																				
あかね5				99	0	0	0	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ほんちよう1				32																																				
ほんちよう2				36																																				
さくらなみ1	108	0	0	84	0	0	0	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さくらなみ2				63																																				
さわらび1				50																																				
さわらび2				82	0	0	0	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
たけとんぼ1				36																																				
たけとんぼ2				53																																				
まえばら1				62																																				
まえばら2				41																																				
みどり1	130	0	0	103	0	0	0	97	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みどり2				65																																				
みなみ1				31																																				
みなみ2				42																																				
全所 合計	1,191	0	0	931	0	0	0	858	0	0	0	0	849	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

78% 72% 71% 始業式・入学式 34%

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日号外法律第31号)

最終改正: 令和2年3月13日号外法律第4号

改正内容: 令和2年3月13日号外法律第4号[令和2年3月14日]

第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第一節 通則

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。)が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。)が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。)をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

二 新型インフルエンザ等緊急事態措置(第四十六条の規定による措置を除く。)を実施すべき区域

三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

2 前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。

3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。

4 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。

5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)をし、及び国会に報告するものとする。

6 政府対策本部長は、第一項又は第三項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

(政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示)

第三十三条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに第十九条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県知事等並びに指定公共機関に対し、必要な指示をすることができる。この場合においては、第二十条第三項及び第四項の規定を準用する。

2 都道府県対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十四条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係市町村長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(市町村対策本部の組織)

第三十五条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 副市町村長

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長)

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

(市町村対策本部長の権限)

第三十六条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

- 2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 3 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第二十四条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。
- 4 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 5 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

(準用)

第三十七条 第二十五条及び第二十六条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第二十五条中「第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは「第三十二条第五項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第二十六条中「第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項」とあるのは「第三十四条から第三十六条まで及び第三十七条において読み替えて準用する第二十五条」と、「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

(特定都道府県知事による代行)

第三十八条 その区域の全部又は一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある市町村(以下「特定市町村」という。)の長(以下「特定市町村長」という。)は、新型インフルエンザ等のまん延により特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、当該特定市町村の属する都道府県(以下「特定都道府県」という。)の知事(以下「特定都道府県知事」という。)に対し、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部の実施を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内の特定市町村長から前項の規定による要請を受けたときは、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部を当該特定市町村長に代わって実施しなければならない。
- 3 特定都道府県知事は、前項の規定により特定市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 4 第二項の規定による特定都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の地方公共団体の長等に対する応援の要求)

第三十九条 特定都道府県の知事その他の執行機関(以下「特定都道府県知事等」という。)は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。

- 2 特定市町村の長その他の執行機関(以下「特定市町村長等」という。)は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の長その他の執行機関に対し、応援を求めることができる。
- 3 前二項の応援に従事する者は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施については、当該応援を求めた特定都道府県知事等又は特定市町村長等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあっては、当該応援を求めた特定都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

第四十条 特定市町村長等は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特定都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた特定都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(事務の委託のの特例)

第四十一条 特定市町村は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等にこれを管理し、及び執行させることができる。

(職員の派遣の要請)

第四十二条 特定都道府県知事等又は特定市町村長等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である行政執行法人(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。)をいう。以下この項及び次条において同じ。)に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 その区域の全部又は一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある地方公共団体の委員会及び委員は、前項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

3 特定市町村長等が第一項の規定による職員の派遣を要請するときは、特定都道府県知事等を経由してするものとする。ただし、人命の保護のために特に緊急を要する場合については、この限りでない。

(職員の派遣義務)

第四十三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び特定指定地方公共機関(指定地方公共機関である地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)は、前条第一項の規定による要請又は地方自治法第二百五十二条の十七第一項若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による求めがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(職員の身分取扱い)

第四十四条 災害対策基本法第三十二条の規定は、前条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

第二節 まん延の防止に関する措置

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)、興行場(興行場法(昭和二十三年法律第三十七号)第一条第一項に規定する興行場をいう。)その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(次項において「施設管理者等」という。)に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(住民に対する予防接種)

第四十六条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

2 前項の規定により予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

3 第一項の規定により基本的対処方針において予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第二十五条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあるのは「市町村」とする。

4 前項に規定する場合においては、予防接種法第二十六条及び第二十七条の規定は、適用しない。

5 市町村長は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協

力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

- 6 第三十一条第二項から第五項までの規定は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第三十一条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三節 医療等の提供体制の確保に関する措置

(医療等の確保)

第四十七条 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十二条第一項の許可(医薬品の製造販売業に係るものに限る。))又は同法第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の二十第一項の許可を受けた者をいう。)、医薬品等製造業者(同法第十三条第一項の許可(医薬品の製造業に係るものに限る。))、同法第二十三条の二の三第一項の登録又は同法第二十三条の二十二第一項の許可を受けた者をいう。若しくは医薬品等販売業者(同法第二十四条第一項の許可、同法第三十九条第一項の許可(同項に規定する高度管理医療機器等の販売業に係るものに限る。))又は同法第四十条の五第一項の許可を受けた者をいう。第五十四条第二項において同じ。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(臨時の医療施設等)

第四十八条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設(第四項において「医療施設」という。)であって特定都道府県知事が臨時に開設するもの(以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。)において医療を提供しなければならない。

- 2 特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。
- 3 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十七条第一項及び第二項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、特定都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 建築基準法(昭和二十五年法律第二号)第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法(平成十六年法律第十号)第七十七条第一項、第三項及び第四項の規定は特定都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について、建築基準法第八十七条の三第一項本文、第三項及び第四項の規定は特定都道府県知事が建築物の用途を変更して臨時の医療施設として使用する場合における当該臨時の医療施設について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八十五条第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十二条第一項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「非常災害区域等(非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七条の三第一項において同じ。))」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、同項及び同法第八十七条の三第一項中「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と、同項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「非常災害区域等」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、景観法第七十七条第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十二条第一項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と読み替えるものとする。

5 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。

6 特定都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第七条第一項に規定する臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で特定都道府県の区域内において診療所を開設したものが、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、病床数その他同条第二項の厚生労働省令で定める事項を変更しようとする場合については、当該医療の提供を行う期間(六月以内の期間に限る。)に限り、同項の規定は、適用しない。

7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診療所の所在地の特定都道府県知事(診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)に当該変更の内容を届け出なければならない。

(土地等の使用)

第四十九条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たり、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資(以下この条及び第七十二条第一項において「土地等」という。)を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、特定都道府県知事は、臨時の

医療施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

第四節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

(物資及び資材の供給の要請)

第五十条 特定都道府県知事又は特定市町村長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、特定都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定市町村長にあつては特定都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第五十一条 指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(電気及びガス並びに水の安定的な供給)

第五十二条 電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十七号に規定する電気事業者をいう。)及びガス事業者(ガス事業法(昭和二十九号法律第五十一号)第二条第十二項に規定するガス事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

2 水道事業者(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第五項に規定する水道事業者をいう。)、水道用水供給事業者(同項に規定する水道用水供給事業者をいう。))及び工業用水道事業者(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。))である地方公共団体及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

(運送、通信及び郵便等の確保)

第五十三条 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置を講じなければならない。

2 電気通信事業者(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。

3 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(緊急物資の運送等)

第五十四条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材(第三項において「緊急物資」という。)の運送を要請することができる。

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配送すべき医薬品、医療機器又は再生医療等製品並びに配送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請することができる。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。

(物資の売渡しの要請等)

第五十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資(医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。)であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの(以下「特定物資」という。)について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

- 2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。
- 3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱い特定物資の保管を命ずることができる。
- 4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。
(埋葬及び火葬の特例等)

第五十六条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

- 2 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、埋葬又は火葬を行わなければならない。
- 3 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。
(新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等)

第五十七条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条から第五条まで及び第七条の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態(新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。)について準用する。この場合において、同法第二条の見出し中「特定非常災害」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態」と、同条第一項中「非常災害の被害者」とあるのは「新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と、「法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護、」とあるのは「法人の存立若しくは」と、「解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定」とあるのは「解決」と、「特定非常災害として」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態として」と、「特定非常災害が」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態が」と、同項並びに同法第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第五項並びに第七条中「特定非常災害発生日」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日」と、同法第二条第二項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第七条中「特定非常災害に」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態に」と、同法第三条第一項及び第三項中「特定非常災害の被害者」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態における新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と読み替えるものとする。
(金銭債務の支払猶予等)

第五十八条 内閣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の急速かつ広範囲なまん延により経済活動が著しく停滞し、かつ、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待つかまがないときは、金銭債務の支払(賃金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。)の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。

- 2 災害対策基本法第九十九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。
(生活関連物資等の価格の安定等)

第五十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。
(新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資)

第六十条 政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な金融を行い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
(通貨及び金融の安定)

第六十一条 日本銀行は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その業務計画で定めるところにより、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。

第五章 財政上の措置等

(損失補償等)

第六十二条 国及び都道府県は、第二十九条第五項、第四十九条又は第五十五条第二項、第三項若しくは第四項(同条第一項に係る部分を除く。)の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 国及び都道府県は、第三十一条第一項若しくは第二項(第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による要請に応じ、又は第三十一条第三項(第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による指示に従って患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

3 前二項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。
(損害補償)

第六十三条 都道府県は、第三十一条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第三項の規定による指示に従って患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。
(医薬品等の譲渡等の特例)

第六十四条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資を無償又は時価よりも低い対価で譲渡し、貸し付け、又は使用させることができる。

(新型インフルエンザ等緊急事態措置等に要する費用の支弁)

第六十五条 法令に特別の定めがある場合を除き、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。

(特定都道府県知事が特定市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁)

第六十六条 第三十八条第二項の規定により特定都道府県知事が特定市町村の新型インフルエンザ等緊急事態措置を代行した場合において、当該特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなる前に当該特定市町村の長が実施した新型インフルエンザ等緊急事態措置のために通常要する費用で、当該特定市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、当該特定市町村の属する特定都道府県が支弁する。

(他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁)

第六十七条 第三十九条第一項若しくは第二項又は第四十条の規定により他の地方公共団体の長等の応援を受けた特定都道府県知事等の属する特定都道府県又は当該応援を受けた特定市町村長等の属する特定市町村は、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた特定都道府県知事等の属する特定都道府県又は当該応援を受けた特定市町村長等の属する特定市町村が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該特定都道府県又は当該特定市町村は、当該応援をする他の地方公共団体の長等が属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(特定市町村長が特定都道府県知事の措置の実施に関する事務の一部を行う場合の費用の支弁)

第六十八条 特定都道府県は、特定都道府県知事が第四十八条第二項又は第五十六条第三項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたときは、当該特定市町村長による当該措置の実施に要する費用を支弁しなければならない。

2 特定都道府県知事は、第四十八条第二項若しくは第五十六条第三項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたとき、又は特定都道府県が当該措置の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、特定市町村に当該措置の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

(国等の負担)

第六十九条 国は、第六十五条の規定により都道府県が支弁する第四十八条第一項、第五十六条第二項、第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項に規定する措置に要する費用に対して、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額を負担する。

- 一 当該費用の総額が、第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置された年の四月一日の属する会計年度(次号において「当該年度」という。)における当該都道府県の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第二条第四項に規定する標準税収入をいう。次号において同じ。)の百分の二に相当する額以下の場合 当該費用の総額の百分の五十に相当する額
- 二 当該費用の総額が当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二に相当する額を超える場合 イからハまでに掲げる額の合計額
 - イ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二の部分の額の百分の五十に相当する額
 - ロ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二を超え、百分の四以下の部分の額の百分の八十に相当する額
 - ハ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の四を超える部分の額の百分の九十に相当する額

- 2 前項の規定は、第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十五条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の規定による予防接種を行うために要する費用及び当該予防接種に係る同法第十五条第一項の規定による給付に要する費用について準用する。この場合において、前項中「当該都道府県」とあるのは「当該市町村」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同項第二号中「百分の四」とあるのは「百分の二」と読み替えるものとする。
- 3 都道府県は、第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十五条の規定により市町村が支弁する費用の額から前項において読み替えて準用する第一項の規定により国が負担する額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を負担する。
- (新型インフルエンザ等緊急事態に対処するための国の財政上の措置)
- 第七十条 国は、前条に定めるもののほか、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年4月12日号外政令第122号)

最終改正:平成31年3月15日政令第38号

改正内容:平成31年3月15日政令第38号[平成31年4月1日]

(使用の制限等の要請の対象となる施設)

- 第十一条 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十三号までに掲げる施設にあつては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。
- 一 学校(第三号に掲げるものを除く。)
 - 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)
 - 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。)、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
 - 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 五 集会場又は公会堂
 - 六 展示場
 - 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)
 - 八 ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
 - 九 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
 - 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
 - 十四 第三号から前号までに掲げる施設であつて、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないものうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの
- 2 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。



事務連絡
令和2年4月 日

市立小・中学校長 様

小金井市教育委員会学校教育部
指導室長 浜田 真二
(公印省略)

小金井市立小・中学校の臨時休校中の教育活動について

国や東京都教育委員会の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、小金井市では引き続き市立小・中学校を5月6日まで臨時休校といたしました。これまでの間、臨時休校へのご対応に感謝申し上げます。

小金井市教育委員会では、臨時休校中に各校において、登校日を設定し、感染拡大を防止しながら学校再開時に児童・生徒がスムーズに学校生活を始められるよう、準備してきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染者の急増を受けて、政府より、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。実施期間は5月6日までの1カ月間、対象地域として東京都が指定されました。

つきましては、子供の健康と命、健やかな成長と未来を第一に考え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、市立小・中学校において下記のとおり対応するよう、お願いします。

記

- 1 臨時休校期間中のクラス一斉の登校日は設定しない。
- 2 教科書等を配布する、休校中の課題の連絡や取組状況を確認する等、児童・生徒をやむを得ず登校させる場合は、個別の対応とする。時間をできる限り細かく区切る、体育館等の広い場所を使用するなど、多くの児童・生徒が集まらないよう工夫する。
- 3 学習・生活面等において配慮を要する児童・生徒に対しては、必要に応じて、保護者の了解を得た上で個別に登校させ、学習指導及び相談等を行う。
- 4 心と体のチェックリストを児童・生徒に配布し、家庭で取り組み、結果を見て心配な保護者には、学校に相談するよう伝える。また、スクールカウンセラーや教育相談所とも連携して相談活動にあたり、児童・生徒の心のケアに努める。

【 担 当 】

指導主事 西 尾 崇
電 話 042(387)9877
ファクシミリ 042(383)1133



令和2年4月 日
小金井市教育委員会

保護者の皆様

小金井市立小・中学校の臨時休校中の教育活動について

日頃より、本市の教育行政に対し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

小金井市教育委員会は、国や東京都教育委員会の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、市立小・中学校を引き続き5月6日まで臨時休校といたしました。これまでの間、保護者の皆様の臨時休校期間のさまざまなご対応に感謝申し上げます。

小金井市教育委員会では、臨時休校中に各校において、登校日を設定し、感染拡大を防止しながら学校再開時に児童・生徒がスムーズに学校生活を始められるよう、準備してきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染者の急増を受けて、政府より、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。実施期間は5月6日までの1カ月間、対象地域として東京都が指定されました。

つきましては、子供の健康と命、健やかな成長と未来を第一に考え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、市立小・中学校において下記のとおり対応することになりました。ご家庭のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 臨時休校期間中のクラス一斉の登校日は設定しません。不要不急の外出を避け、自宅で過ごすことを心がけてください。
- 2 教科書等を配布する、休校中の課題の連絡や取組状況を確認する等、児童・生徒をやむを得ず登校させる場合は、多くの児童・生徒が集まらないよう万全の対策をとり、個別に対応します。
- 3 学習・生活面等において配慮を要する児童・生徒に対しては、必要に応じて、保護者の了解を得た上で個別に登校させ、学習指導及び相談等を行います。
- 4 心と体のチェックリストを作成しました。ご家庭でお子様と一緒に取り組み、コロナウイルスへの理解や日々の生活の改善にご活用ください。心と体のストレスチェックの数値が高い（目安として5点以上）場合など、結果を見て心配な場合は、学校にご相談ください。スクールカウンセラーは通常どおり勤務しています。また、小金井市教育相談所も引き続き相談活動を行っております。

心と体の チェックリスト	ねん	くみ	なまえ
-----------------	----	----	-----

このチェックリストは、コロナウイルスへのとりくみについて、かんがえるためのものです。テストではないので、じぶんの今のようすやきもちに、いちばんちかいものをえらんでください。どうしてもやりたくない人は、やらなくてもいいです。先生や、カウンセラーの人やほけんの先生が見ます。

1、じぶんのちしきをたしかめてみよう。

						べんきょうしたあと			
		1	2	3	4	1	2	3	4
つぎのことをどのくらいしっていますか？		し ら な い	し す こ し て い だ け る	し か な り い る	し す こ く い る	し ら な い	し す こ し て い だ け る	し か な り い る	し す こ く い る
1	コロナウイルスことをしっていますか？	1	2	3	4	1	2	3	4
2	コロナウイルスはどのように広がっていくのかしっていますか？	1	2	3	4	1	2	3	4
3	コロナウイルスが自分やまわりの人にうつらないようにするためには、どのようにしたらよいか、しっていますか？	1	2	3	4	1	2	3	4

2、心と体のストレスをチェックしてみよう。

		ない	少 し あ っ た	ま ま あ っ た	た く さ ん あ っ た	
次のことについて、さいきん、どのくらいありましたか？						
1	なかなかねむれなかったり、よる、とつぜんおきたりする。	0	1	2	3	
2	むしゃくしゃしたり、イライラしたり、カッとなったりする。	0	1	2	3	
3	何となくこわくて、おちつがなかったりする。	0	1	2	3	ごうけい
4	コロナウイルスのことは、自分がわるい（自分がわるかった）とおもう。	0	1	2	3	
5	あたまやおなかがいたかったり、体のちょうしがわるかったりする。	0	1	2	3	点

3 まいにちのせいかつをチェックしてみよう。

		あ て は ま ら な い	あ ま り あ て は ま ら な い	ど ち ら で も あ て は ま ら な い	あ て は ま ら な い	あ て は ま ら な い
この2しゅうかんをおもいだして、いちばんあてはまるものに○をつけましょう。						
1	まいにち、体おんをはかっている。	1	2	3	4	5
2	手あらいは、石けんでゆびのあいだや手くびまで、ていねいにあらっている。	1	2	3	4	5
3	せきがまわりにとばないように、マスクをつけている。	1	2	3	4	5
4	3回のしょくじは、まいにちきまったじかんにたべている。	1	2	3	4	5
5	毎日、ねる時間やおきる時間をきめて、それをまもっている。	1	2	3	4	5
6	しゅくだいやべんきょうをする時間をきめて、とりくんでいる。	1	2	3	4	5
7	自分のきもちがリラックスするほうほうをしっていて、じっさいにやっている。	1	2	3	4	5
8	ゲームやすきなあそびをする時間について、やくそくごとやルールを作り、それをまもっている。	1	2	3	4	5
9	人のあつまるところには行かないようにしている。	1	2	3	4	5
10	こまったことがあったとき、まわりの人にたすけを求めることができる。	1	2	3	4	5

4 今おもっていることやかんがえていることをかきましよう。

心と体の チェックリスト	年 組 名前
-----------------	--------

このチェックリストは、コロナウイルスへの取り組みを具体的に考えるためのものです。テストではないので、自分の現在の様子や気持ちに最も近い項目を選んでください。どうしてもやりたくない人は、やらなくてもいいです。担任の先生や、カウンセラーの人や養護教諭の先生が見て、教育相談に活用することはあります。

1、自分の知識を確かめてみよう。

		勉強したあと							
		1	2	3	4	1	2	3	4
次のことをどのくらい知っていますか？		知らない	知っている 少し	知っている かなり	知っている すごく	知らない	知っている 少し	知っている かなり	知っている すごく
1	コロナウイルスことを知っていますか？	1	2	3	4	1	2	3	4
2	コロナウイルスはどのように広がっていくのか知っていますか？	1	2	3	4	1	2	3	4
3	コロナウイルスが自分や自分の家族にうつらないようにするためには、どのようにしたらよいか知っていますか？	1	2	3	4	1	2	3	4

2、心と体のストレスをチェックしてみよう。

		ない	あ 少 っ た	あ か っ た り	あ 非 常 に	合計点
		0	1	2	3	
1	なかなか寝れなかったり、夜突然起きたりする。	0	1	2	3	点
2	むしゃくしゃしたり、イライラしたり、かっとなったりする。	0	1	2	3	
3	何となくこわくて、落ち着かなかったりする。	0	1	2	3	
4	コロナウイルスの事は、自分が悪い（自分が悪かった）と責めたりする。	0	1	2	3	
5	頭やおなか痛かったり、体の調子が悪かったりする。	0	1	2	3	

3、毎日の生活をチェックしてみよう。

		当 て は ま ら ない	あ ま り 当 て は ま ら ない	ど ち ら で も ない	当 て は ま る 少 し	当 て は ま る
		1	2	3	4	5
1	毎日体温を測っている。	1	2	3	4	5
2	手洗いは石けんで指の間や手首まで洗う正しい手洗いができている。	1	2	3	4	5
3	セキエチケットを守っている。	1	2	3	4	5
4	3回の食事を決まった時間に食べている。	1	2	3	4	5
5	毎日、寝る時刻や起きる時刻が決めて、それを守っている。	1	2	3	4	5
6	宿題や勉強をする時間を決めて、それを守っている。	1	2	3	4	5
7	自分の気持ちがリラックスする方法を知っていて、実際にやっている。	1	2	3	4	5
8	ゲームや趣味の時間について、約束事やルールを作り、それを守っている。	1	2	3	4	5
9	人の集まる場所には行かないようにしている。	1	2	3	4	5
10	困ったことがあったとき、周りの人に助けを求めることができる。	1	2	3	4	5

4 今思っていることや考えていることを書きましょう。

令和2年4月8日

市民及び市内事業者の皆様へ

小金井市新型コロナウイルス等対策本部長 小金井市長 西岡真一郎

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令に際して(注意喚起 No3)

「医療崩壊を招かない、感染しない、感染させない行動をお願いします。」

全国的に新型コロナウイルス感染が急激に広がる中、4月7日、政府より、5月6日までの緊急事態宣言が行われ、対象地域となった東京都より緊急事態措置が発令されました。都内全体の陽性患者累計値は1116人となり、感染経路不明や若い世代の感染が増加し、小金井市の患者累計値(4月6日時点)は3人となりました。日本の首都において蔓延状況が長期化すれば、自分や家族の命と健康を害する重大危機となります。そのような事態を何としても回避するために、甚大な影響が及ぶことも覚悟の上、命と健康を最優先に考えた緊急事態宣言です。

2月中旬より続く様々な自粛要請や学校の臨時休業、地域経済や日常生活への影響等、日々の暮らしが一変し、不安で疲弊されている方もいらっしゃるものと存じます。私たちは未知のウイルスの猛威によって、未知の領域に立たされています。しかし、この危機を何としても乗り越えていくために、全世代のあらゆる立場の人々と危機を共有し、協力していかなければなりません。自分自身も感染しているのではないかという意識、また、感染者への偏見や差別はあってはならないという意識を持つことも大切です。小金井市も関係機関と連携しつつ、全力で対応していきます。市民の皆様におかれましては、正しい情報を得つつ、三つの密を避けながら、医療崩壊を招かない、感染しない、感染させない行動をお願いします。

緊急事態の中、新型コロナウイルス感染症対策の最前線の医療現場、福祉や子育て支援の現場等、私達の生活や安心安全の維持にご尽力いただいている全ての皆様にご心から感謝を申し上げます。

◆東京都から示された緊急事態措置へのご理解とご協力、外出の自粛をお願いします。

◆感染拡大を抑えるために最も重要なことは、社会的距離(social distance)、人と人の距離を離すこと、以下の三つの密を避けることです。

①換気不十分な密閉空間 ②多数の人が集まる密集した場所 ③間近で会話や発声をする密接場面

◆感染防止の基本は石鹸での手洗いの徹底、感染拡散の防止は、体調が悪い時は自宅にいて、咳エチケットやマスク着用です。

◆地方への流出は滞在地の感染拡大につながりかねません。5月6日までの間、夜間や週末も含めて、生活の維持に必要なこと以外の外出は避け、自宅で過ごしてください。

◆「風邪の症状では、感染しているのでは」と感じた際は、小金井市医師会からの注意喚起 No3(別紙1)を参考にしてください。

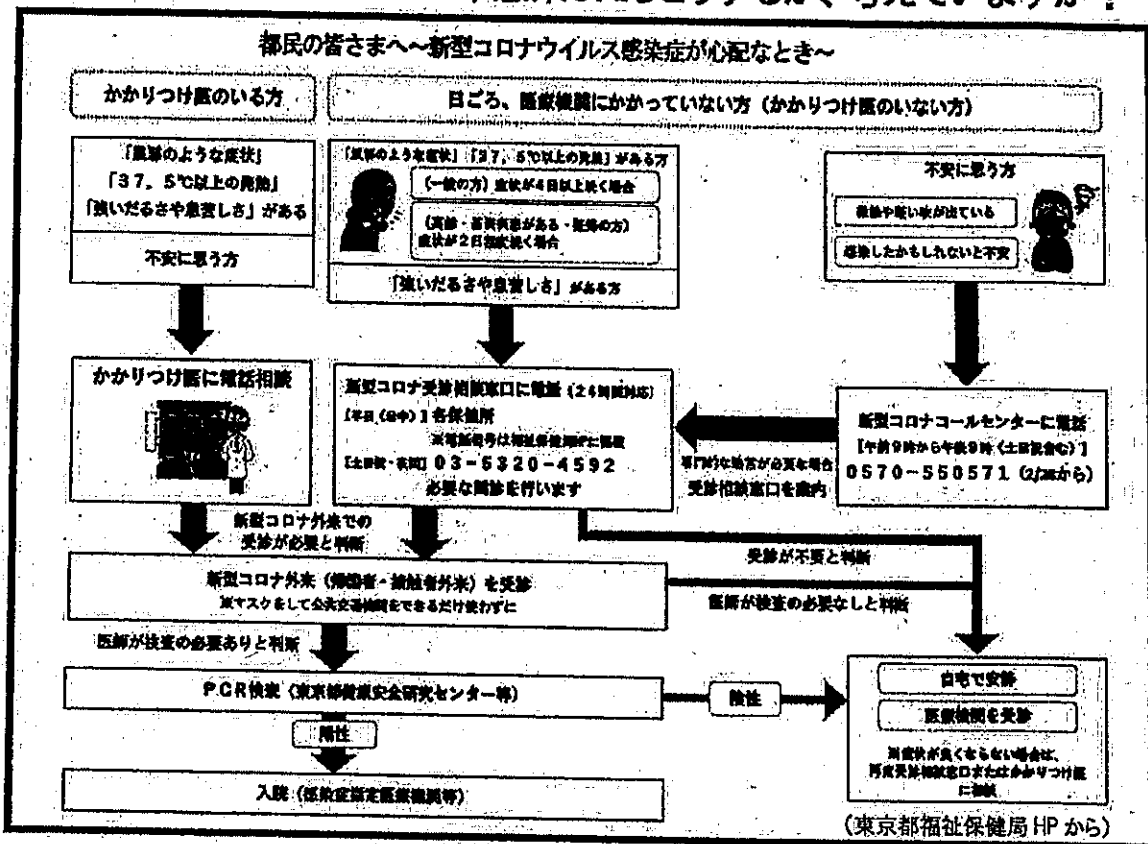
◆食料品や医薬品の供給などは滞りなく行われています。買占めや買い急ぎは、他の方が買えないだけでなく、販売店の混雑を招き、感染リスクが高まります。冷静な行動をお願いします。

※若者の皆さんへのお願い

若い世代の感染が増加しています。10代から30代の無症状の方が、自分でも気づかないうちに感染させてしまうリスクが指摘されています。皆さんが、人が集まる風通しの悪い場所を避けることで多くの方々の重症化を食い止め、より多くの方の命を救うことができます。ご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症への注意喚起 その3

風邪症状が出たらどうするか、感染したらどうするか、考えていますか？



東京都の1日あたりの感染者数は4月4日から100人を超えて増加しており、感染ルートが追えない感染者が大半を占めるようになりました。もはや誰もが他人事ではありません。若者は重症化しにくいと言われていますが、確率が低いということであって重症化しないわけではありません。現に海外では基礎疾患のない10代20代の死亡者も出ています。感染拡大をくい止めるには、社会的距離(social distance)といて、人と人の距離を離すことが最も重要です。「3密」つまり、密閉(換気が悪い空間)・密集(多くの人が集まる)・密接(間近での会話)は、たとえその一つでも避けてください。そして石鹸での手洗いを励行してください。マスクは一定の効果はありますが、ウイルスを完全に防げるわけではありません。マスクの表面は不潔ですから、マスクをさわった手で口、鼻、目をこするとかえって感染の危険が高まりますのでご注意ください。

気をつけていても風邪症状が出てしまった場合、上記の図にしたがってまずは電話相談してください。軽症の方は自宅療養してください。早く診断されたからといって何か治療があるわけではありません。病院に入院するのは重症の方で、4月7日からは軽症者は都が用意したホテルか自宅で待機していただくこととなります。症状が悪化した際は再度電話で相談してください。人工呼吸器やECMO(人工肺)には限りがありますし、それを扱える医療従事者にも限りがあります。感染がまん延して重症者が増えれば、すべての方にこれらの治療ができるとは限らないということを現実的なこととしてとらえてください。

重苦しい空気で、気持ちが落ち込む方も多いと思います。一人で人が多くないところを散歩する、ジョギングするなど感染のリスクは低いです。家でのリフレッシュ方法も工夫してみてください。意識的にリラックスする時間を作ることも大事です。そしてよく寝てください。睡眠は心身共に疲れやストレスを回復させる効果があります。ともに力を合わせて、何とかこの難局を乗り越えましょう！

以上